

大分市自治基本条例検討委員会 第8回市民部会 議事録

日 時 平成22年5月14日(金) 13:30～14:30

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、伊東 龍一、衛本 敏廣、小原 美穂、宮邊 和弘、後藤 成晶
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 阿部 美剛 (計4名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 条文案の検討について
 - (2) その他

< 第8回 市民部会 >

事務局	それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第8回市民部会を開催いたします。 議事に入ります前に、前回の部会意見のまとめと、他部会からの意見等がございましたので、併せて本日お配りしました(資料1)によりご報告いたします。 まず、3ページをご覧ください。 「市民の定義」についてですが、一番下に【その他】として緑色で記載し
-----	---

ておりますが、4月20日に開催されました第7回理念部会におきまして、本部会が提案した「市民の定義」については、了解の方向で確認がなされたので報告しておきます。

次に、7ページでございますが、「市民の権利」の部会第2案に対して、前回部会でいただいたご意見を抜粋して載せております。

例によって、赤字が部会の意見として修正案に反映した事項で、青字が事務局案を採用いただいた事項でございます。

読み上げてご説明させていただきます。

「『快適に暮らす権利』となると、保障的なものの意味が出てくると同時に、要求するような意味合いが強くなる。」「事務局案のように『求めていく』というふうにすると、自助努力も入ってくる。」ということをお話し、
「安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」ということに変更しようということになりました。

それと、「市外から働きに来る人及び学びに来る人から見た『安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利』というのは、大分市に来ている時間帯の中で、そういった生活環境を求めていく権利という考え方で良い。」というご意見をいただきました。

「子どもの権利」についてですが、「議会において『子どもに関する条例』を検討中であるが、現在の部会案である子どもの権利部分を、お互いに尊重しなければならないようなことも含めて、『子どもに関する条例』で謳わせてもらえないか。」「基本条例なので、『子どもの権利』を別出しにするのではなく、『市民の権利』の中で謳えば良いのではないか。」というご意見を踏まえまして、「『子どもの権利』というタイトルをなくし、『市民の権利』の第5項、第6項として入れ込む。」ということであったと思います。

また、「あまり縛りを入れないという意味でも、『将来の大分市を担う』という言葉ははずした方が良いのではないか。」「地域コミュニティの中で、大分市の市民として育った子どもは、将来に亘っても大分市のことを考えて欲しいという意味でもあった方が良いのではないか。」「『将来の大分市』よりも『地域社会』とした方が良いのではないか。」という意見を踏まえまして、「『将来の大分市』を『地域社会』に変える。」というご結論をいただいております。

後は、法制室からの提案としてあった意見ですが、「子どもの範囲の捉え方として、第1項は『参政権がないなど、まちづくりへの参画が完全に行えない子どものイメージ』などが考えられる。」「第2項は、『自分で育っていく環境をコントロールできない子どものイメージ』などが考えられる。」ということでした。

以上のご意見を踏まえ、赤い太枠の中ですが、部会第3案を作成しましたので、変更のあった箇所のみ読み上げます。

「市民の権利」として、第1項は、「市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」、第2、3、4項は変わらずに、第5項として、「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」、第6項として、「子どもには、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。」というように変

更しております。

8 ページをご覧ください。

上から 2 項目めの【第 3 案の課題等】ですが、まず、第 6 項で「将来の大分市」を「地域社会」という言葉に変更しましたので、「地域社会」という言葉がこの項目の主旨にあっているのか確認をしておいていただきたいということで、そこに言葉の意味を載せております。

まず、「ある一定の地域に住む人々から成る社会。地縁社会。」ということで、出典は三省堂の大辞林でございます。

それと、「地縁関係に基づく集団が形成する、仕組みや関係の総体。」ということで、これはウィキペディアでございますが、こういった意味のようですので、本部会が意図しているものとのずれはないかご確認をしておいていただきたいと思います。

次に、「子どもの権利」について、項目をなくし「市民の権利」の一項目として、第 5 項、第 6 項としました。このことによって、第 3 項の「市民は、まちづくりに参画することができる。」という項目の中に、第 5 項の「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」という内容は含まれていると考えられますので、第 3 項、第 5 項の並びでは、関係が分かりにくいのではないかと考えられます。ご検討をいただければと思います。

次に、【その他】でございますが、一つは理念部会から「子どもに関する権利」の条文案が（別紙 1）として提示されております。参考としてご意見をいただければと思いますが、理念部会のある委員さんの方から、こういう子どもに関する考え方があるのではなからうかということで、別紙をいただきました。これについて、市民部会の意見をいただきたいということで、できれば市民部会の考え方と照らし合わせてどうだというようなご意見をいただければと思います。

もう一つ、法制室から、子どもの定義等についての資料を（別紙 2）としていただきましたので、後ほど法制室の方からご説明させていただきます。

権利については以上でございますが、次に、13 ページをご覧ください。

「市民の責務」ということで、前回の部会では議論が途中であったと思いますが、【第 2 案に対する部会意見】ということで、前回いただいたご意見を載せておりますので読み上げます。

『子どもの権利』に対応して、大人が責任を持って子どもを育てる責務のような内容を入れたほうが良い。」「第 3 項に『子どもの権利』に対応した責務を入れるように検討する。」「第 1 項第 5 号の『市税等』は、責任としてはっきり謳った方が良い。」、それと「『自分が払った税金に見合った行政サービスは受けていない』ということにもなる可能性が考えられるので、『市税』を明記することについては検討が必要である。」ということで、これは、事務局サイドから、こういうことも考えられますというご発言をさせていただきます。

また、【その他】としまして、権利と同じように理念部会から条文案が提示されておりますので、ご意見をいただきたいと思います。

条例案についてのご報告は、以上でございます。

<p>部会長</p>	<p>それと、条文案とは少し離れた話になりますが、先日、文書にて日程調整のご依頼を申し上げましたが、6月議会終了後に、第12回全体会の開催を予定しております。</p> <p>次回全体会では、各部会で検討している条文案について、前後の流れやバランスを検討する意味からも、各部会案を合体させた形の資料を用意するよう委員長から指示が出ております。</p> <p>つきましては、本部会での検討が全体会までに後何回開催できるか分かりませんが、できる限りの集中的なご検討をいただきまして、全体会に備えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>理念部会からの資料と法制室のご説明を続けてよろしいでしょうか。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、理念部会からの提案ということで(別紙1)でございます。そのまま読み上げます。</p> <p>「子どもに関する条文 1(学び)」ということで記載されておりますが、「わたし達は一人ひとりが、わたし達の未来を築く子ども達の育成に誇りと喜びを感じつつ、子ども達が発達段階に応じて、進んで学び成長していける環境の実現に向けて努力します。」</p> <p>それと、「子どもに関する条文 2(権利)」</p> <p>「わたし達は「子どもの権利に関する条約」に規定されている子どもの権利を尊重し、家庭と地域、行政がそれぞれの立場で協力しながら、子どもが進んで学び、健やかに成長していけるよう努めます。」</p> <p>それと「子どもに関する条文 3(義務)」ということで、</p> <p>「わたし達は子どもがひとりの人間として、その権利を尊重され、子どもたち一人ひとりが、自己を大切にし、他者を尊ぶことの大切さを学ぶことのできる社会の実現に努めます。」ということで、条文案として一委員の方が出されたものでございますので、文体など市民部会で現在考えているものとも違います。参考になるものがあればということで、後ほどご意見をいただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>これは、どこに入れる想定ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市民部会で入れるとすれば、権利、義務の部分だと思うのですが、「市民部会としましても、子どもに関する権利等は検討しています」ということは伝えているのですが、その上でこの文章が出てきましたので、「市民部会でもこの部分については網羅していますよ」というようなことでも良いですし、「この部分は採用させてもらおう」というようなことでも良いと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>市民部会が検討している「市民の権利」、「市民の責務」というところの中で、「子どもの権利」とそれに対応した「子どもに対する責務」というものを、事務局から入れた方が良いのではないかという提案はいただいておりますので、これについてはどうするかというのを考えていく中で、検討したら良</p>

	<p>いのではないかと思います。</p> <p>この理念部会から提案された資料は理念部会の中で検討されてきているのか。</p>
事務局	<p>理念部会の会議の中でこの資料は出されたのですが、教育というキーワードがある中で、理念部会としては市民部会で「権利、責務」を検討しているので、一度見てもらったらどうかということだったと思います。</p>
部会長	<p>この「子どもの権利に関する条約」というのは、重たいものがあるので、これについてはいろんな意見があるんです。単にこれを出してこれを尊重しというような形でいけるかということ、そう簡単にはいけない部分もあるので、ここまでの内容に踏み込んだ形ではなくて、市民部会で「市民の権利」の一つとして、「子どもの権利」部分を謳い、そしてまた、「市民の責務」の中で子どもの部分を謳うという形の方が、柔らか味があって、市民が納得する内容になってくると思いますので、これについては、参考程度に聞いておくという程度で良いでしょうか。</p>
事務局	<p>これについては、採用しないといけないわけではなくて、この部分については、言われるまでもなく市民部会としては、いち早く検討を進めてきたところですので、まずは、市民部会で検討してきた内容が最優先でしょうから、参考になるようなことがあればということで良いと思います。</p>
委員	<p>この文章については聞き置く程度で。</p>
事務局	<p>わたしも一応今度の理念部会で、報告しないといけないものですから。後々またこの言い回しが良いなというような事項がありましたらご意見ください。</p> <p>では、(別紙2)の説明を法制室からいたします。</p>
法制室	<p>(別紙2)については、法制室の方から説明させていただきます。</p> <p>前回、議論がございまして、子どもについて年齢を定義するかという内容がございました。</p> <p>会議後に、国の法令などで子どもの定義がどれくらい使われているのかとか、年齢について整理がされているのかということ調べてみましたところ、「子ども」という言葉を使っているのは48件法令の中にございまして、はっきりと年齢を定義しているのは、その内の2件のみでございました。</p> <p>同じく「児童」につきましては671件、年齢を定義しているものについては9件ありました。この定義の件数につきましては、機械的に検索をした結果でございますので、詳細に見ると他の法律を引用していたりとかで、定義されている部分はもう少しあるかもしれません。ただ、かなりの件数において、明確な年齢の定義までしていないということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>実際に年齢を定義した例でございますが、前回、委員さんの方からご紹介</p>

	<p>がございましたとおり、「児童福祉法」に「満18歳に満たない者」がございました。これが非常に代表的な例でございます、大部分の法令がこの18歳という基準を使っているようでございます。</p> <p>ただ、他には「道路交通法」ですと「13歳未満」、「母子寡婦福祉法」ですと「20歳に満たない者」ということになってございます。</p> <p>2ページ目ですが、こちらは実際に年齢を区分した法律を参考につけさせていただいております。仮に定義されるのであれば、こういった例がございますという意味で付けております。</p> <p>一点目の「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、第2条に「子ども」として、「おおむね18歳以下の者をいう」という定義がございます。</p> <p>他の規定の仕方としては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」というものがございまして、こちらでは、第2条で「子ども」とは、「小学校就学の始期に達するまでの者をいう」というような定義の仕方をしている例がございます。</p> <p>これは定義をする場合の例ということですので、ご参考にとということでお願いいたします。以上です。</p> <p>部会長 はい、それでは今、事務局の方から説明を受けましたので、順番に従って検討に入りたいと思います。</p> <p> まず「市民の定義」ですが、これで決定ということでよろしいですかね。（「はい。」の声あり）一応これで決定ということで行きたいと思います。</p> <p> それから、「市民の権利」につきまして、資料の7ページの部会第3案の「市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」、「求めていく」ということで、自助努力の部分が入ってくるということで、前回検討しました。</p> <p> 2項めの「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」、3項めは「市民は、まちづくりに参画することができる。」、4項めは「市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。」ということ。</p> <p> それから、子どもに関する権利ということで検討していた部分を、この市民の権利の中に組み込んできたわけですが、「子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」ということですが、言葉の意味合いとして「子どもの権利」、「市民の権利」ということで、この言葉で良いですかね。</p> <p> 「子ども条例」は、どう謳っていくのかな。その辺の条文とかはまだ出てこないですね。</p> <p>委員 まだそこまで入ってないです。ただ、具体的な権利を謳うことはないと思います。</p> <p>部会長 子どもが健やかに育つための条例みたいなものだな。</p> <p> 6項めの「子どもには、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。」というのは...難しいですね言い回しは。</p> <p> ここの部分は、今まで検討を重ねてきて、良いだろうということで来てい</p>
--	---

	<p>るけど、本当にこれで、市民の権利として打ち出すときに良いのかなという 想いが少しあるのですが、皆さんの中でこれで良いということであれば良い のですが。</p>
委員	<p>精神はこういうことですよ。あまり堅苦しく考えない方が良いのではない か。</p>
部会長	<p>そうですね。考え出すと良いのかなと思いたしますが、想いはこのこと なのですね。</p>
委員	<p>先ほど事務局から、課題として出されていた3項と5項の整合性なので すが、「市民は、まちづくりに参画することができる。」と、子どもも市民で、 「子どもは年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」という、 このまちづくりが意味するところがどうなるのか。個人的には、子どもの権 利という部分はあまり謳って欲しくないという想いがあったので、気にして いなかったのですが、まちづくりへの参画ということで、子どもと大人とど ういうふうに分けているのかなというところが、はっきりしないと5項目が 難しくなるような気がするので、子供が担うまちづくりというものはどうい うものかということ、何か規定ができるのか、規定しているものがあるの かどうなんでしょうか。</p>
部会長	<p>子供が担うまちづくりというのは、子どもも地域行事の中に参画すること ができるという意味合いで子どもは受け止めているのですが。 地域行事の中に子どもも参画することができる、ごみ拾いにも出てこれる し、いろんな行事や祭りなどに参画していけるという意味合いで私は感じて いるのだけ。</p>
委員	<p>そうすると、5項自体を起す必要があるかどうかという気もするのです が、市民の中に全てが包含できるとすれば、3項で事が足りるのではないか。</p>
部会長	<p>それを別にしたのは、子どもの権利を謳いたいという意味合いから...</p>
委員	<p>6項は分かるんですよ。そういう意味合いがあつてというのは良く分かる んですけど、5項については、子どものそういうことを別出しすることもな いかなと、市民という枠の中の捉え方でも良いのかなと。</p>
副部会長	<p>そう言えばね、ダブっているような感じがしますよね。しかしながら、こ れは、子どもとしては年齢相応のまちづくりに参加できるという部分を、少 し具体化した部分だと思うんですよ。考え方によっては、子どもも市民だか ら委員が言うようにここに入っているじゃないか、という部分もあるんだけ れども、こういう条例文が出来て見たときに、市民となるとどうしても大人 目線で入ってくるから、子どもも参加しようよという部分をこれに付け加え ているという考え方を持たないと、ダブっている感じはありえますよね。</p>

委員	<p>考え方は二つあると思うんですよ。</p> <p>3項に入るという考え方で悪くはないと思うんですね。若しくは5項を3項に入れてしまうというような形が...、私はどちらかという敢えてここに書き出す必要があるのかなという気はしております。</p> <p>だけど6項のところはそれなりに意味合いがあるので、これは必要かなと思いますけど、敢えて5項を作らなくても良いのではないかなと思います。作ってはいけないということではありませんが。その方が逆にすっきりするのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>それはなくせばすっきりするんですよ。同じことを言っているなという部分があるので。だけど、市民というどうしても大人目線というふうに考えがちなので、そここのところ、子どもの部分は一つ切り離して謳うことによって子どももそうですよということが敢えて入るということもあって良いのかなと、想いとして。</p> <p>だけど、3項と5項の整合性ということを考えたら、同じことを言っているから、3項の中に包含されているわけだけど。</p>
委員	<p>3項の中で、特別に、子どもは年齢に応じて云々というようにして、特別に子どものことを取り上げたという考え方に立てばどうですか。</p>
委員	<p>そうですね、どこかに子どもということが欲しいなとは思うんですよ。それがここなのか、「市民の定義」の中に子どもという言葉は出てこないんですね。住む人や通勤する人というような形なので。ここで謳うことは難しいだろうと思います。であれば、理念や前文の中で子どもという部分をうまく謳い込んでもらうとか、何か子どもということの特筆するようなところが他の部会で議論する中に出てこないかなとも思うのですが。</p>
委員	<p>子どもは、「市民の一員として」の部分を除いて、「それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画することができる。」とかいうふうに、子どものことだけを少し取り出して...</p>
副部会長	<p>今、委員が言われたように、私もそう思っておりましたけど、そこでダブるという判断をするのであれば、3項の「市民は、まちづくりに参画することができる。」の後に「また、子どもはそれぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」とかね、そうすると、子どもは市民だというダブリが解消されますよね。</p> <p>それと、文章としてはなるべく簡素化することが良いのですが、しかしながら対象者にある程度訴えるものがないければ文章は生きてこないの、当初子どもを何とかしてあげようじゃないかという意見の中から出た文章なので、やはり子どもという部分は残しておいた方が良いのかなと思います。</p>
委員	<p>子どもも敢えて取り上げたという想いがあるから。</p>

委員	そうですね、その想いの部分は一番大事だと思いますから。
事務局	部会長よろしいでしょうか。今いろいろとご意見をいただいた中でですね、委員と副部会長がおっしゃるように、3項の中で続けて5項を謳うということではどうでしょうか。
部会長	それで皆さんが良ければ、「また、子どももそれぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」という形でくっつけても良いと思います。
副部会長	そうですね、3項の中に組み入れてね。
事務局	そうするとこの関係性が整理できますね。
部会長	そう、整理できて一つになるから良いと思います。6項は、これで残しておいた方が良いでしょうから。 子どもの部分まで謳いこんだということだね。
法制室	部会長よろしいでしょうか。5項部分については、そういう収め方がよろしいのではと私も思っております。 一つお願いなのですが、6項部分の表現の仕方は、5項までは「権利を有する」とか「できる」という書き方ですが、最後の6項だけ逆の方向から「与えられなければならない」という、違った方向から規定されていますので、その辺のところを何かうまく工夫ができないかなと考えているところなんです。 この中でうまく収まる方法があれば、同じような表現でご検討いただけるか、若しくは、場合によっては他の部会で検討している規定等も踏まえて、検討を再度できればと思っているのですが。
委員	例えばどういう方法がありますか。
法制室	だいぶ考えたのですが、思い浮かばないものですから、最終的には、この部分は責務的な規定の書きぶりになっていますので、逆に「市民の責務」ですとか「市の責務」などで、こういったニュアンスを盛り込むという整理もあるのかなと思っています。 敢えて権利で書こうとすれば、「環境を与えられる権利を有する」ですね。少しこれもニュアンスとして強いかなと思いますけど。
部会長	行政もそこまで言われると困りますね。
事務局	今、法制室の方から提案がございましたが、今の話と同じようなことになるのですが、私も個人的にですね、5項が3項とくっつくことになれば、6

	<p>項がどうしても浮くような感じになると思ってしまして、次の「市民の責務」の話になってしまうのですが、責務のところ、例えばの話ですが一回聞いてもらって良いですか。</p> <p>資料12ページの「市民の責務」として、1項の1号から5号までありますよね。次に、2項で事業者等のことを書いているのですが、その間に2項として、「市民は、子どもを地域社会を担う市民として健やかに育て、まちづくりを継続していく環境を整えるとともに、その知識を引き継いでいくよう努めるものとする。」というような内容を一文入れたらどうかなと個人的に思っています。と言いますのも、理念部会の「前文」で「次の世代に引き継いでいく」というような文句があったと思うのですが、そういったところも踏まえて、子どもにまちづくりを引き継いでいくというようなニュアンスを盛り込みつつ、尚且つ先ほどから「市民の権利」のところに出てくる「健やかに育つ環境」という部分をできるだけ考慮した形で、文章的には今のところ長いのですが、これを入れられたら全てが網羅できるかなという気がしました。</p> <p>多分ですね、ここでは「市民は」ということで、市民がそういうふうにしていかなければならないという内容ですので、一方では「市の責務」などのところで、そういう体制を整えるというような責務も出てくる場合もあると思います。</p>
委員	<p>「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」という権利でどうかな。</p>
部会長	<p>「求める」という部分で行けばそうでしょうけど、「市民の権利」ということで謳ってきて、そして「子どももまちづくりに参画することができる」と謳った以上、この6項の部分は、何らかの形で残さないと「子どもの権利」の部分が出てこないからね。</p>
委員	<p>だから「与えられなければならない」ではなくて「求めることができる」ということで。</p>
部会長	<p>「求めることができる」で良いのではないかな。そうすると「市民は、安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」という項目とかぶるようになるけど、「子どもには、地域社会を担う市民として健やかに育つ」という将来性を考える中で「求めていくことができる」ということで良いかな。</p>
委員	<p>少し言っていることに違いがあると思うんですよね。「与えられなければならない」ということは、社会全体であるとか親であるとか大人であるとか、そういった人たちがきちんとした対応をしないといけないということが言われているのですが、それが「求めることができる」とすると、子どもだけがというふうになると思うんですね。</p> <p>そうすると、子どもをきちんと育てなければならない部分がなくて良いの</p>

	<p>かなと思うんですね。</p>
部会長	<p>「市民は」にしたら良いのではないか。「市民は、将来の地域社会を担う子どもたちに対して健やかに育つ環境を…」とすると、「市民の責務」になるな。</p> <p>そうすると、さっき事務局が言ったものになるのか。</p>
副部会長	<p>市民としての話を入れるのであれば良いけど、責務のところに子どもとして入れるとなると子どもに責務をそこまで持たせるかという話になるから、そこを整理しておかないといけないかなと思いますね。責務に持っていくのならね。</p>
部会長	<p>そうすると、「子どもの権利」として健やかに育つ権利はあるから、それは謳わなければいけない。こういう時代だからこそ。</p> <p>「子どもには、地域社会を担う市民として健やかに育つ権利を有する。」で良いのではないか。</p> <p>その「権利を有する」に対して、「市民の責務」のところから「環境を与えられなければならない」というようなことがあれば。</p>
副部会長	<p>「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」というのであれば権利になる。</p>
委員	<p>最初の案では何か悪いところがありますかね。文は確かに前項のものとは違いますけど、違って良いのではないかなと思いますけど。</p>
部会長	<p>「市民の権利」というところから言うと、今度は「子どもの権利」ということで...</p>
委員	<p>権利の部分の表現の違いが「与えられなければならない」ということで、その方が良いのではないかなと私は思います。敢えてこれを「権利」にすると、少し違うような気がします。</p>
部会長	<p>では、「環境を求めることができる。」にするとどうですか。</p>
副部会長	<p>そうだと思います。そうすると主語は「子どもは」で良いんですよ。</p> <p>「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」ということで。</p>
委員	<p>そうして、責務のところに、市民が子どもを育てる責務があるということがあれば、その方が良いかもしれませんね。</p>
部会長	<p>では、一応今日のまとめとして、「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」として、そして、「市民の責務」</p>

	<p>のところに、さっき事務局が言ったものを入れ込むということで。</p> <p>「市民は、子どもを地域社会を担う市民として健やかに育て、まちづくりを継続していく環境を整えるよう努めなければならない。」ではどうかな。</p>
事務局	<p>先ほど言った文案は、「市民の権利」から第6項をなくした上で、「市民の責務」にこれを入れたらどうかという案でしたので、だいが盛り込みすぎていると思います。</p>
部会長	<p>それでは、さっき聞き置くとした文章の権利のところの、「市民は、家庭と地域、行政がそれぞれの立場で協力しながら子どもが進んで学び、健やかに成長していくよう努めなければならない。」と、子どもの部分で責務を謳うとするならば、いわゆるまちづくりを継承していく環境を整えるのではなくて、子どもが健やかに成長していく環境を整えていかなければならないわけだから、「市民は、家庭と地域、行政がそれぞれの立場で協力しながら子どもが進んで学び、健やかに育つ環境を整えるよう努めなければならない。」ということでどうだろうか。</p>
委員	<p>「市民の責務」の1項で、「市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。」という(1)から(5)の中に今の文章が入るのか。</p>
部会長	<p>そうです。何番目かに入るようになる。</p>
事務局	<p>私は、その大きな第2項として入った方が良いのかなと思いますけど。(1)から(5)の中ではなくて。</p>
委員	<p>やっぱり主語は「市民は」となるのか。</p>
委員	<p>私が考えたのはですね。「市民は、地域社会を担える市民として健やかに育つ環境を与えられなければならない。」とした方が良いのかなと思います。</p>
部会長	<p>そういうことですよ。</p>
委員	<p>権利のところにあったものを、そのまま責務に持ってきてちょっと変えるということ。</p>
部会長	<p>今度は、大人の側から子どもを支えていくということで。</p>
副部会長	<p>ある程度、子どもに対する配慮を入れるということですね。それなら、権利で「子どもの権利」を謳ったから、「市民の責務」としても謳うということもあるが...</p>
委員	<p>表裏一体なんですよ。こういう権利があるけどこういう責務も果たして</p>

	<p>くださいよという。</p>
副部長	<p>事務局としては、権利に子どものことがあって整理が難しかったら、併せて責務に持ってきたら整理できるのではないかという話だったですね。</p>
委員	<p>資料に書いていますね。「子どもの権利に対応して、大人が責任を持って子どもを育てる責務のような内容を入れたほうが良い。」と。</p>
委員	<p>子育てに関しては、親の責任というのがかなり重要視されていますので、どうも親の状況が悪いと子どもも悪いという話になってきているので、そういう想いはどこかに皆さんあると思います。</p>
委員	<p>子どもは親の言うとおりににはならないで、親がするとおりになると言いますね。昔の子どもは親の背中を見て育ったんだと思うんですね。今は親は何もしないで子どもを叱ってばかりで...</p>
部長	<p>事務局、これは持って帰って検討しましょう。これは少し難しいから。 もう一項目子どもの部分に対して「市民の責務」を入れるということは合意ということで。少し考えてみましょう。 それで、6月議会が終わった後、全体会でこの市民部会の文章を全部組み込むということで行くんですね。</p>
事務局	<p>「前文」から最後の条項まで全部繋げてみようということです。そうでないと、部会間の調整が必要でしょうから...</p>
部長	<p>子どもの部分の「市民の責務」については、まとまらなかつたらそういう方向性で考えているという一文を入れて望むということで行きたいと思いますが、部会をもう一回しますか。</p>
事務局	<p>するとすれば、今月中にしかできないでしょうけど。 もし、それができなければ、今の子どもに関する責務の部分は、事務局で一旦作ってみて、皆さんにお示しするということができますけど。</p>
部長	<p>括弧書きでね、こういう方向性で考えているとすれば良いのでは。</p>
事務局	<p>他の責務はこのままでよろしいですか。</p>
部長	<p>他の責務はこの流れで良いと思います。</p>
事務局	<p>「市民の権利」のところを最終的にもう一度押さえさせてもらってよろしいですか。 3項が、「市民は、まちづくりに参画することができる。また、子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。」ということで、4</p>

	<p>項があって、5項がなくなったので、5項として6項の部分を入れるということで、「子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」で良いんですね。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>
事務局	<p>分かりました。 それと、「市民の責務」のところの、決定していない括弧書きは、2項のところに括弧書きで案を入れるということによろしいですね。</p>
部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>分かりました。そこまで決まったということで、次は集まってもこの部分だけ検討するということになりましたがどうしますか。もう集まらなくて良いですか。</p>
部会長	<p>そうですね。集まらないで、事務局案ができたのを一回見せてもらって、全体会で出すものには括弧書きで書いておいて、検討中としておきましょう。それで、全体会が終わった後にそこを検討するということにしましょう。 それで良いですね。（「はい。」の声あり）</p>
事務局	<p>それでは、いずれにしましても全体会までにその括弧書きの部分が出来ましたら、皆さんにお送りします。</p>
部会長	<p>そうですね。それでお願いします。 では、全体会まで部会は休止ということで。</p>
事務局	<p>それでは、全体会の日程調整を郵送していますが、もし出されていない方がいらっしゃいましたらお願いします。 全体会の日程の調整ができ次第、またご連絡をいたします。 部会長、今日はもうよろしいんですか。</p>
部会長	<p>今日はこれで良いんじゃないですか。お疲れ様でした。</p>